



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔法 律〕

- 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(七九)
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(八〇)
- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(八一)
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律(八二)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(八三)
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(八四)
- 地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(八五)
- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(一一九)
- 道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一一〇)
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(国土交通五〇)
- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(同五七)
- 〔政 令〕

〔省 令〕

- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(一二七)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(一二六)
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(一二五)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(一二四)
- 地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(一二五)
- 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(一二五)
- 診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(一二六)
- 児童ボルノの定義
- この法律の適用に当たっては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなどがあつてはならないこととした。(第三条関係)
- 児童買春、児童ボルノの所持その他の児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止
- 児童買春をし、又はみだりに児童ボルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないこととした。(第三条の二関係)
- 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ボルノ所持等についての罰則
- 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ボルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて所持又は保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る)は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条第一項関係)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十五年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)
平成二十五年度第四・四半期国庫の状況(同)

充

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

六

五

四

三

二

一

(一) 国及び都道府県は地域自然資源区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要なものと認めるときは、当該土地を取得するよう努力するものとするとした。(第一二条関係)	9 (一) 国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関する理解を深めるよう努めることとした。(第一三条関係)
◇国土交通省組織令の一部を改正する政令(政令第二九号)(国土交通省)	1 ◇東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(政令第二二二号)(農林水産省)
1 政策統括官の職務を変更することとした。(第一七条関係)	2 ◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第三二三号)(財務省)
1 土地・建設産業局総務課、企画課及び地価調査課の所掌事務を変更することとした。(第七一条、第七三条及び第七五条関係)	3 ◇平成二三年度の一般会計補正予算(第3号)に計上された復興費用に関する経費であつて平成二五年度において不用となつた金額等及び平成二五年度の一般会計における復興税外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかつた額を財政法(昭和二年法律第三四号)第六条の剩余金の額の計算上控除することとした。
4 住宅局住宅生産課の所掌事務を変更することとした。(第一一九条関係)	4 ◇診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(政令第二二六号)(厚生労働省)
5 この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。	5 ◇水循環基本法の施行期日を定める政令(政令第二四四号)(国土交通省)
◇道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二二〇号)(国土交通省)	1 ◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二二七号)(厚生労働省)
道路法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第五三号)の施行期日は、平成二六年六月三十日とすることとした。	1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。
◇道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第二一一号)	2 この政令の施行に關し必要な経過措置を定めることとした。
(国土交通省)	3 この政令は、公布の日から施行することとした。
一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第二二五号)(厚生労働省)	1 (一) クロロ一二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
等の促進に関する法律施行令の一部改正関係	2 (二) クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含むする製剤

附 則

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下この項及び次項において「医療介護総合確保推進法」という。)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた医療介護総合確保推進法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。次項において「旧介護施設整備法」という。)第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務については、第二条の規定による改正前の地方自治法施行令(以下この項において「旧地方自治法施行令」という。)第百七十四条の三十一の二第一項及び第百七十四条の四十九の十第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、「旧地方自治法施行令第百七十四条の三十一の二第一項中、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」と、「介護施設整備法」とあるのは、「旧介護施設整備法」と、「旧地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十第一項中、「介護施設整備法」とあるのは、「旧介護施設整備法」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

3 旧介護施設整備法第五条第二項に規定する交付金(医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定により交付されるものを含む。)について、第四条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条二十四号の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同号中、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第五条第二項に規定する交付金」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下この号において「医療介護総合確保推進法」という。)第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下この号において「旧介護施設整備法」という。)第五条第二項に規定する交付金(医療介護総合確保推進法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧介護施設整備法第五条第二項の規定により交付されるものを含む。)」とする。

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月二十五日

政令第二百二十六号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の一及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三号中「散瞳薬」を「散瞳薬」に改め、同条に次の一号を加える。四 核医学診断装置
附 則

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
厚生労働大臣 田村 真人
内閣総理大臣 安倍 駿三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 駿三

政令第二百二十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二十三条の八並びに別表第一第一十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十一を第六号の十三とし、第六号の五から第六号の十までを二号ずつ繰り下げ、第六号の四の次に次の二号を加える。

六の五 一ークロロー・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

六の六 クロロ炭酸フェニルエスチル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(170)を(172)とし、(107)から(169)までとし、(106)を(107)とし、その次に(108)

(四乙) 一四一二デセンニトリル及びこれを含有する製剤

次のように加える。

第一條第一項第三十二号中(105)を(106)とし、(80)から(104)までを(81)から(105)までとし、(79)の次に次のように加える。
80 N-(四-シアノメチルフェニル)-1-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤
83 第一条第一項中第八十三号の二を第八十三号の三とし、第八十三号の次に次の二号を加える。

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 駿三

